

## 第27号議案

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用する条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年芦屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(芦屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年芦屋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を

改正後	改正前
得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用する条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

地方自治法の条の繰下げに伴う引用条項の整理（第1条から第3条まで関係）

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

地方自治法抜粋（\_\_\_\_\_部分は、令和6年4月1日施行）

（職員の賠償責任）

第243条の2の8 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

- (1) 支出負担行為
- (2) 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認
- (3) 支出又は支払
- (4) 第234条の2第1項の監督又は検査

（第2項省略）

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

（第4項から第7項まで省略）

8 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

（第9項から第14項まで省略）

地方公営企業法抜粋（\_\_\_\_\_部分は、令和6年4月1日施行）

（職員の賠償責任）

第34条 地方自治法第243条の2の8の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2の8第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。